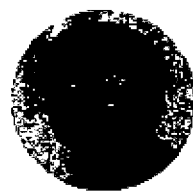


寄稿



# 日本スポーツ仲裁機構



第二東京弁護士会会員

菅原 哲朗

*Sugawara Tetsuro*

関西外国語大学専任講師

川井 圭司

*Kawai Keiji*

第二東京弁護士会会員

大川 宏

*Okawa Hiroshi*

## 第一 動き出したスポーツ仲裁制度 (菅原哲朗)

- 一 ADRたる日本スポーツ仲裁機構
- 二 スポーツ紛争の争点
- 三 スポーツ法学への歩み

### 一 ADRたる日本スポーツ仲裁機構

#### 1 初のスポーツ仲裁判断

シドニーオリンピックの代表選手に選ばれ

なかった競泳女子自由形の千葉かず選手が国際オリンピック委員会（IOC）の設立した「スポーツ仲裁裁判所（CAS、本部スイス・ローザンヌ）」に二〇〇〇年五月提訴し、訴訟と異なりなじみのない「仲裁」という法律用語がマスコミを賑わしたことは記憶に新しい。

二〇〇三年四月七日設立された日本スポーツ仲裁機構は弁護士・法律学者の三名で構成された「スポーツ仲裁パネル（仲裁廷）」による第一号仲裁判断を出し、申立人の「勝訴」となった。日本ウエイトリフティング協会が大麻取締法違反の日本体育大男子部員への監

督不行届で女子部コーチに対する登録抹消を取り消した仲裁判断である。二〇〇三年八月五日朝刊は「日本スポーツ仲裁機構の初裁定」の見出しで日本スポーツ仲裁機構の順調な滑り出しを報道した。「五輪代表選考に影響も」

「各競技団体に広がる波紋」など国際競技日本代表選手の不透明な選考過程・ドーピング（禁止薬物使用違反）処分を巡るトラブルを事後審査で裁定する第三者機関が日本でも創設され、独善的なスポーツ界は公正さが確保され透明化されるだろうとのおおむね好意的な内容だった。これを受けた相手方協会も登録

除籍と六カ月間の再登録拒否処分を速やかに取り消したことで、スポーツ人の潔さとともにスポーツ仲裁判断の履行が確保された。

第二号仲裁判断は財団法人日本オリンピック委員会（JOC）に対するテコンドー界の分裂混乱に端を発する問題で、ユニバーシアードへの選手増員派遣を求めた案件である。二〇〇三年八月二十二日から韓国テグ開催と時期が迫っているため、仲裁人一名の緊急仲裁手続きとなり、八月一三日申立受理、同月一八日請求棄却（一部却下）で五日間のスピード仲裁判断となった。

## 2 日本スポーツ仲裁機構の守備範囲

日本スポーツ仲裁機構が取り扱う案件は、①申立人を競技者および競技チームとし、競技団体を相手方とするもの（それ故、申立費用は選手の負担軽減を考慮し五万円と低額に定めた）、②設立母体たるJOC・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会およびその加盟・準加盟競技団体のなした決定・規定など処分を争うもの（これも当面であり将来プロスポーツ団体からの紛争解決需要があれば規則改正は可能である）、③スポーツ競技の場における審判の判定は除

外するもの、と限定した。

したがって予想される仲裁案件としては、国際大会・国内大会の代表選手の選考を巡る処分、当該競技大会への参加資格、選手やコーチの登録停止や処分、強化選手指名除外処分、ドーピング検査の検体陽性に基づくメダル剥奪や出場停止処分に対する不服申立てである。当初、日本スポーツ仲裁機構は身近な草野球のトラブルからプロ選手とスポンサー企業との契約紛争まで社会のあらゆるスポーツ紛争を受理する構想も考えられたが、任意団体としては運営能力もなく、経済負担も不可能であった。

また、オリンピックやワールド・プロスポーツ界で話題になるように、スポーツ仲裁の設立理由の一つはアンチ・ドーピング紛争である。世界アンチ・ドーピング規定（WADAコード）は、国際的なレベルの競技者（アスリート）が関与するドーピング制裁措置はスポーツ仲裁裁判所（CAS）のみに上訴できるが、国内的なレベルの競技者が関与するドーピング制裁措置は、独立かつ公正なその国の上訴機関に委ねるものと定めた。したがって、日本スポーツ仲裁機構はドーピング違反を巡

る紛争を解決する国内の裁判外紛争解決機関（ADR）として存在意義は大きい。

## 3 国内ドーピング紛争の上訴機関

二〇〇三年夏・秋の第五八回国民体育大会は静岡国体として開催された。いままでも国体と言えば開催県が常に総合優勝すると批判され、全県をあげての派手なスポーツの祭典という色彩が強かった。日本経済のバブル崩壊を教訓に各都道府県の実情に応じた簡素化という国体改革が喧伝され、前年の高知国体で高知県が天皇杯を獲得せず、開催県優勝が途切れた。それとともに国内最高のアスリートの大会であることが国体改革の柱となり、世界スポーツ界と軌を一にして国際標準規定に準拠する「国民体育大会ドーピング・コントロール規定」が二〇〇三年四月一日施行され、静岡国体からドーピング検査が実施された。この規定に国体ドーピング違反で制裁処分された競技者および監督・コーチ・チームドクターなど競技支援委員は「日本スポーツ仲裁機構」に上訴できると定められた。

注意すべきはWADAコード第二条の定義するアンチ・ドーピング規則違反は単純に科

学的な判定で「競技者の生体からの検体に、禁止物質、あるいはその代謝物又はマーカーが存在すること」で足りる。キグリー対UIT事件でCASが判断を示したように通常「無過失責任の原則」が採用される<sup>3)</sup>。いわば推定有罪であり、禁止薬物が自己の体内に入らないようにすることはアスリートの責務となる。禁止薬物の入ったカゼ薬を服用した過失や、コーチや医師の責任で、アスリートには故意がないことは無関係なため選手処分を巡る紛争は様々な様相を示す。

(1) 日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency: 略 JSAA) は法人格なき社団であり、常設の仲裁機関としてスポーツ仲裁規則を制定し、各種スポーツ紛争を受理している。設立過程は機構長である道垣内正人(東京大学教授)の「視点・日本におけるスポーツ仲裁制度の設計」ジュリスト二二四九号二頁および「日本スポーツ仲裁機構(JSAA)」法学教室二七六号が詳しい。

(2) スポーツ仲裁裁判所(CAS)はキグリー対UIT (Quigly v. UIT) 事件において、ラベルの誤表記や誤った助言に従ったという競技者が自己の責任のない状態で薬物を摂取した可能性があっても、ドーピング違反を免れない、と判断した。確かに個別具体的事件

では不公平だが、競技者が大会の前日に食中毒に罹っても大会を延期して競技者の回復を待たない、と同様に事後的に薬物摂取した結果競技力が向上すれば、禁止物質が容認され、制裁を免れる不公平が生じるといえる。

## 二 スポーツ紛争の争点

### 1 仲裁合意

仲裁が成立するには日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」第二条二項に従い、当事者間の「仲裁合意」が必要である。スポーツ仲裁は当事者自治に根拠をおく制度であり、紛争解決を仲裁人の判断に委ね、当事者を拘束する。スポーツ仲裁は上訴を許さない一審限りの最終判断であるため「仲裁合意」がなければ日本スポーツ仲裁機構は紛争を受理できない。第一号ウエイトリフティンG案件は当事者双方に弁護士が代理人として委任されていたため、当事者間で仲裁合意書が作成され直ちに受理となった。第二号テコンドー案件は個人が弁護士を代理人につけずに申立をなした。事前にJOCが二〇〇三年六月一九日理事会で「財団法人日本オリンピック

ク委員会の行う競技に関する決定に対する不服申立は日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規定に従ってなされる仲裁により解決されるものとすると決議していたので、スポーツ仲裁規則第二条三項の合意が存するとして受理された。スポーツ紛争解決のための第三者仲裁機関の存在は、いわば体育会系の先輩後輩という「文句の言えない」「泣き寝入り」という封建的な日本スポーツ界の体質を改革し、組織の質を向上させる役割もある。JOC、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会傘下の各加盟競技団体に自らの規則あるいは決議によって選手からのスポーツ仲裁を拒否せず相手方として受けて立つ体制が求められている。

しかし、二〇〇三年八月六日弁護士を代理人として申し立てられたアマチュアボクシング案件では、残念ながら「仲裁合意」が成立しなかった。これは小中学生時代にプロの興行・広告などに参加した経歴から高校一年生たる申立人がアマチュアボクシング規約に違反するとして二〇〇三年五月二八日から一年間の資格停止処分された案件である。全国高校総体に出場できなかったことを不服とす

るスポーツ仲裁になじむ案件であった。ところが二〇〇三年八月八日、日本アマチュアボクシング連盟はスポーツ仲裁に合意しない旨の回答をなした。その際、スポーツ仲裁でなく裁判所での判決を望む、スポーツ仲裁人が法律専門家か否か問題だ、というマスコミ報道がなされた。日本スポーツ仲裁機構は日本アマチュアボクシング連盟に照会をなし、登録されているスポーツ仲裁人はすべて法律を専攻する大学の学者と弁護士であることを示した。結局、アマチュアボクシング案件は二〇〇三年九月二九日東京地方裁判所に提訴された。

## 2 法律上の争訟（裁判所法三条）

例えば、野球のストライク・ボールの判定、本塁へのキャッチャー目掛けたスライディングがセーフか、守備妨害かなど審判の判断がトラブルとなるように、スポーツ競技においては競技のファール・反則や得点・順位を巡る紛争がある。これら判定やルール違反の有無は国家機関たる裁判所が裁く問題ではない。東京地裁は平成六年八月二五日、私人の法律上の地位に直接影響しないもので、司法審

査の対象となる法律上の争訟ではないと、自動車競技で一周のペナルティーを課した競技会審査委員会の罰則取消を求めた訴訟事件を却下した。

「法律上の争訟」を巡る問題は政党・宗教団体や大学自治の司法審査に関して語られることが多い。寺の住職たる地位、学生の停学・退学処分など団体による処分行為が取消訴訟や損害賠償請求などに司法審査が及ぶか、門前払いとなるか争点となる。スポーツ競技団体の機関内部や組織と選手との間でスポーツ競技や運営に関して紛争が生じたときにも同様な争点となる。

社会人である駅伝の選手が某企業の陸上部から別の企業の陸上部に移籍する際、選手の意図的な引き抜きであって連盟規約に違反し、移籍を同意できないという裁判になじまないトラブルを受任した。スポーツ選手生命は短い。若い時期に過酷な練習に励み、グラウンドを安心して駆け回ることができなければ真の救済とならない。弁護士としての任意の移籍交渉も考えられたが、第二東京弁護士会の仲裁センターがスポーツ紛争問題の専門家を仲裁人候補として揃えていたので、スポーツ

仲裁を申し立てた。数回の審理を経て相手監督の誤解を解き、和解として申立人選手は円満退社扱いで翌年の競技会出場に合った。いま裁判所が扱えない様々なスポーツ紛争を解決すべく弁護士がADRを活用することが要請される時代だ。

(3) 「スポーツ仲裁規則」の条文は日本スポーツ仲裁機構のウェブサイトに (<http://www.isab.jp/>) に公開されている。

(4) 東京地裁判決平成六・八・二五判例時報一五三三号八四頁・判例タイムズ八八五号二六四頁参照。

## 三 スポーツ法学への歩み

弁護士が法律とスポーツを並べるとミスマッチ・違和感を持つ。スポーツルールはフェアプレーの精神で成り立ち、反則は即座に審判が裁き、事後審査たる司法になじまない。さらに言えば弁護士業務の拡大と直接つながらないからだ。最近では野球協約、Jリーグ、選手の肖像権などプロスポーツの代理人業務が考えられるが、一〇年前に念頭に浮かぶのはスポーツ事故で傷害、死亡した事件の損害賠

償請求だ。

日本スポーツ少年団のボランティア活動をしていたときに、スキーそり遊びでのスポーツ事故で死亡した少年の損害賠償訴訟事件を受任した。スポーツに「内在する危険」が存在する限り、スポーツルールに従った行為は、仮に傷害という結果が発生してもスポーツ人相互の信頼関係の中で処理し、違法性がなく法的責任を問うべきでない。しかし重傷や死亡という重大な結果を引き起こすならば、スポーツでも刑事・民事の法的責任が問われることは当然で、互いのスポーツルール違反は民事的には過失相殺によって損害の公平を図ることになる。

スポーツ法学を考えたとき、日本にはスポーツ基本法はない。スポーツ自治原則の下「スポーツ（基本）権」としては、憲法一三条の幸福追求権の一つとしてイメージする程度だ。日本スポーツ法学会を一九九二年に設立する際も総会に参加したのはほとんど体育・法学の大学教職者や公務員で弁護士はわずかだった。

今回紹介する二つのスポーツ仲裁判断を手始めに仲裁判断が徐々に蓄積されることによっ

て、いわば「ADRスポーツ判例法」がスポーツ法学の実践として形成されていくことを期待するものである。

(5) 東京地裁判決平成二二年七月四日判例タイムズ一〇五六号二一八頁参照。そのスキーそり事故事件を題材に浦川道太郎ほか編「スポーツの法律相談」(育林書院、二〇〇〇年)一八二頁以下でスポーツ事故の損害賠償事件における刑事・民事に絡んだ実務処理の方法論を整理した。

(6) 千葉正士「スポーツ法学から応用法学へ」東海法学・第二八号二〇〇二がスポーツ固有法と国家法に関して詳論されている。

## 第二 二 スポーツ仲裁判断一号事件について (川井圭司)

- 一 紛争の概要
- 二 仲裁判断の要旨
- 三 解説

### 一 紛争の概要

1 二〇〇三年一月一四日、A大学ウエイトリフティング部に所属していた男子部員が、大麻取締法違反の被疑事実で逮捕された。これを受けて、日本ウエイトリフティング協会(相手方、以下Yとする)は、二〇〇三年三月二三日付理事会決定により、本件大麻所持事件を理由として、男子部員に二年間の資格停止処分を下すとともに、A大学ウエイト部コーチ(A大学助教授(申立人、以下Xとする))についても、「部員に対する監督不行届き」を理由として、「平成一五年三月二三日をもって本協会の登録から除籍する。平成一五年三月二三日から平成一五年九月二二日までの間、本協会への登録を拒否する。」との処分決定

を行った。その際、Xは、二〇〇三年三月三十一日の昼ごろに、A大学ウエイト部部长・監督（A大学教授）を通じて、本件処分を知った。

2 普通会員に関する罰則としては、「不正な登録手続きをしたと認められた時は、普通会员の資格を失うものとする。」と規定するものの、本件のような処分を行うことについて直接的に定める規定はなかった。

3 Xは、次のように主張し本件処分の取消しを求めた。(1)男子部員の行為に起因する本件大麻所持事件は、女子部のコーチであったXの指導監督義務の範囲を超えるものであり、「部員に対する監督不行届き」を理由とする本件処分は正当な理由がなく違法な処分である。(2)本件懲戒処分は、①聴聞の機会がなかったこと、②処分の根拠が示されなかったこと、③本件処分につき救済手続の教示がなかったこと、④処分の通知方法が不適切であったこと、など処分手続が違法である。

## 二 仲裁判断の要旨

### 1 仲裁判断の限界について

「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が求められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならぬ。仲裁機関としては、国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または決定に至る過程に瑕疵がある場合においてそれを取り消すことができるにとどまる」。

### 2 「監督不行届き」を理由とするコーチに対する処分の妥当性について

「大麻がドーピング物質（禁止薬物）であることを考えると、運動部所属の選手が単に窃盗や傷害を行って逮捕された場合とは異なり、コーチが直接的に指導していない選手の手について、所属する運動部のコーチであるというのみから監督不行届きを理由にしてその責任を問う余地が全くない、とま

で断言することはできない。ただしこの場合にも、……当該処分が著しく合理性を欠く場合には、違法となりうる」と解すべきである。」

### 3 手続の違法性について

「本来、Y協会のような団体が、そこに登録する構成員に対して、一種の制裁として、監督不行届き等を理由として除籍等の重大な不利益処分を行う場合には、個々の処分対象者について、具体的にどのような点で監督が不行届きであったかを認定して行うべきである。その場合、監督不行届きの有無を調査するために、本人からの事情聴取を行うなど何らかの弁明の機会を与えることは不可欠の手続であると解すべきである。」「また、Yの協会運営上の裁量権の行使として、形式的にコーチであることのみから該当事者の処分が許されるとしても、実質的に指導していた者と、実質的には指導に関与する余地がないのに形式的に部のコーチと位置づけられている者に対して、全く同一の処分を行うことは、比例原則違反の誹りを免れないというべきである。」

「本件処分は、本来、Xについての聴取等の手続を経て行うべきものであるところ、X

に告知もされることがなく不意打ちで処分が決定されており、処分決定手続に明らかに重大な違法があるといわざるをえず、取り消されるべきである。」

### 三 解説

#### 仲裁判断に賛成。

#### 1 仲裁判断の意義

スポーツ仲裁機関の第一号事件となった本件仲裁判断の意義は以下の点に集約される。すなわち、①スポーツ団体による構成員に対する懲戒処分の効力についてこれを仲裁機関の審査対象としたこと、②ドーピングにかかわる部員の非遵行為については、直接に指導する立場ではないコーチについても「監督不行届き」を理由とする処分は直ちに否定されないとしたこと、③ただし、比例原則に反するなど当該処分が著しく合理性を欠く場合は違法となとしたこと、④処分の合理性を確保するためには一定の適正手続が要請されるとしたこと、である。なお本件では、弁明の機会がまったく与えられていなかったことな

ど手続に重大な違法性があるとしてXの申立てが容認された。

#### 2 仲裁判断の射程

スポーツ連盟が構成員に対して行使した懲戒処分の効力が裁判所あるいは仲裁機関の審査対象となりえるか、についてはいわゆる部分社会論との関係で問題になる（この点については二号事件の評釈を参照）。これまでの裁判例では宗教団体、学校、その他の私的団体内部の懲戒処分を巡るケースで、被処分者の不利益が重大であることに鑑み、団体内部の自律性を十分に考慮しつつも社会通念上著しく妥当（合理性）を欠いている場合には司法介入が容認されるとの判断が下されてきた。本件でも同様に「国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または決定に至る過程に瑕疵がある場合においてそれを取り消すことができる」との原則が明らかにされた。

#### 3 適正手続の保障

憲法三一条あるいは行政手続法で保障され

る「適正手続」が私的団体による懲戒処分の場面においても適用されるかについて従来議論が交わされてきたが、裁判例は企業、学校、宗教団体などに関するケースで、懲戒権濫用の歯止めとして「一定の」適正手続を考慮するに至っている。本件仲裁はこうした趣向に沿い、適正手続の保障は「法秩序の要求するところである」としてスポーツ界における合理性確保の足場を固めたものと評価できる。

#### 4 懲戒権の根拠

懲戒に関する具体的規定が存在しなかった本件では、団体の組織運営にかかわる裁量権に基づいて本件処分が行われたと解されたわけであるが、今後、スポーツ団体による懲戒の法的根拠と限界に関する論究が求められよう。また、部員の非遵行為について指導者が処分を受けるという日本スポーツ界特有の慣例については、スポーツのあり方とダイレクトに関連する問題であるが、その理論とともに政策的観点から再考の余地があると思われる。

## 5 仲裁機関への期待

本件仲裁は、二〇〇三年六月一六日の申立てを受けて、七月一四日に審問が行われ、八月四日に判断が下されている。また、スポーツ仲裁規則五条によると、仲裁の申立料金は五万円とされており、紛争処理手続としてきわめて迅速かつ安価なものといえる。他方、スポーツ法に精通する仲裁人の判断を受けるメリットはいうまでもなく、本件仲裁判断とこれに至る理論構成は決して司法のそれに見劣りしない。こうした仲裁機関の誕生は、スポーツの健全な発展の一翼として、大いに歓迎されるものである。仲裁は紛争にかかわる両当事者の仲裁契約が前提になるが、紛争解決を公正中立の第三者（スポーツ仲裁）に委ねるという当事者の意思こそが、スポーツ界に求められているといえよう。

(1) 例えば、東京地決昭五二・五・二〇判時八六九号八八頁（宗教団体による住職の懲戒処分）、東京地判平五・二・二判時一四九三号一〇二頁（愛犬クラブにおける会員の一年間権利停止処分）、東京高裁平四・一〇・三〇判タ八〇〇号一六一頁（私立高校による生徒の自主退学勧告処分）など。

(2) 前掲事件のほかに、東京地判平八・七・二六判六九九号二二頁（病院による院長の懲戒解雇）、東京地判平二・一・二七判タ七六四号二二二頁（モーターボート団体による選手の除名処分）など。

(3) この点に関する理論的研究として、佐藤干巻「スポーツ団体による競技者の統制—処分の私法的構造と司法的救済」朝日法學論集九号一頁以下（一九九二年）参照。

## 第三 スポーツ仲裁判断二号事件について (大川 宏)

- 一 紛争の概要
- 二 請求の趣旨・答弁
- 三 審理手続と仲裁判断
- 四 解説

### 一 紛争の概要

本件は、日本スポーツ仲裁機構（以下「J S A A」）が取り扱った二件目の仲裁判断である。二〇〇三年八月二一日から三一日までの日程で、韓国テグにおいて開催される夏季ユニバーシアード大会（以下「テグユニバ」）で行われるテコンドー競技に向けての日本代表選手選考等をめぐる紛争である。

仲裁判断書によれば、背景にはテコンドー競技団体内の複雑な内部事情がある。相手方（財団法人日本オリンピック委員会以下「J O C C」）の準加盟団体である日本テコンドー連盟では、会長派と理事長派の対立があった。前者が日本テコンドー連合を組織し、後者は連盟の承



継者と主張し、後に連盟を解散し、全日本テコンドー協会を設立している。JOCは、六月一九日、テグユニバの日本代表選手としてCを決定し、役員としてH(会長派)を内定した。その後、七月二二日、テコンドー界の現状を考慮し、Cの所属する大学のテコンドー監督B(理事長派)を追加選考し、派遣役員二名を決定した。

JOCの決定に対し、連合(会長派)の競技力向上技術委員会の委員長は、八月二三日、J S A Aに仲裁を申し立てた。開催期日が切迫していることから、単独仲裁人による緊急仲裁手続がとられている(規則五〇条)。

## 二 請求の趣旨・答弁

申立人の請求は、以下の四点である。

- 1 テグユニバの派遣人数を役員二名から一名にしたうえで、選手を二名に増員すること。

2 ①JOCの会長がB役員、C選手に關して、「JOC預かり」と発言した根拠を明確にしてほしい、②J S A Aの決定その他紛争の背景を精査して、テコンドー

団体についての審査委員会の判断材料にしてほしい、③JOC役員が不十分であったので責任を追及したい。

JOCは、八月一五日に答弁書を出した。1については、請求棄却を求めているが、2の各請求については、却下を求めているのか、請求棄却を求めているのかはつきりしない。

## 三 審理手続と仲裁判断

審問期日は八月一八日に開催され、一回で終了している。仲裁人は、釈明権を行使し、申立人の請求1を、①推薦した一八名のうちCを除く他の一七名を代表選手としないとする決定を取り消す、②代表役員をBおよびHの二名とした決定を取り消すとのふたつの請求にわけさせた。仲裁人は、①について、JOCに選考会を開催する義務はなく、過去の国際大会での実績を基準としてC一名を代表選手とした決定は裁量権を逸脱しないとされた。また、②について、役員数が選手数より少ないという原則的な関係は認められるが、このような慣行が認められるとしても、過去に役

員数が選手数を上回った複数の例があること、選手の實力を発揮するための配慮とテコンドー競技団体間の組織問題の複雑化を避ける配慮の結果、役員二名を決定したものであり、裁量権を逸脱したとは認められないとして、いずれの請求も棄却した。

つぎに、仲裁人は、規則二条が、「J S A Aの仲裁は、スポーツ競技またはその運営に關して競技団体またはその機関がした決定について、……する仲裁申立に適用される」としているところから、2の①ないし③の請求について、請求を変更して再申立をすることを勧告した。しかし、申立人がこれに応じなかったため、この請求をいずれも、不適法として却下した。

## 四 解説

結論は妥当である。以下、スポーツ仲裁について若干の指摘をする。

1 仲裁法上の仲裁とスポーツ仲裁  
J S A Aの仲裁は、法律上の仲裁(いわゆる「真正仲裁」)であろうか。

公催仲裁法上の仲裁は、「当事者が係争物について和解をなす権利がある場合に限り」効力があるとされている。平成一五年八月成立の新仲裁法も、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とする場合に限り」(二三条)と同様規定をおいている。仲裁可能性(仲裁適格)といわれているが、「争」とは、裁判所法三条一項の「法律上の争訟」と同じ意味であるとされている<sup>(1)</sup>。また、「一

般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、(中略)内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にならない<sup>(2)</sup>とするいわゆる部分社会論の立場からは、スポーツ競技団体内部の内部問題については仲裁可能性が否定される(自動車競技に関し、東京地判平成六年八月二五日・判タ五五八号二六四頁)。

これに対し、新仲裁法が国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の国際商事仲裁モデル法をベースとしていること、米、国、スイスの判例がスポーツ競技をめぐる争いも司法審査の対象にしていることを根拠にJ S A Aの仲

裁にも新仲裁法の適用を認める立場がある<sup>(3)</sup>。本件では、法律上の仲裁であるかどうかについて、とくに問題になるようなことはない。J S A A一号案件では、競技団体が行った処分を取り消している。もし、競技団体がこれに応じなかった場合、仲裁判断の執行が可能かどうかなど未解決な課題があることを指摘しておきたい。

## 2 問題の本質的な解決のために

選手等選考をめぐる決定は、本件仲裁判断によって、ひとまず解決した。しかし、テコンドー競技団体内部の内紛はまだ統括している。請求の趣旨②①ないし③は、この内紛に決着をつけたいという思いであろう。J S A Aで門前払いになったスポーツ紛争の受け皿としては、現在のところ、弁護士会仲裁センターしかない。両機関の提携が必要であろう。

(1) 松浦肇ほか編・有斐閣・一九九八年・「現代仲裁法の論点」一〇四頁・上野泰男・「仲裁可能性」

(2) 新堂幸司ほか編・有斐閣・一九九八年・別冊ジュリストNo.一四五・民事訴訟法判例百選 I・六頁・高橋宏志・「部分社会と司法審査」

(3) 引用の最高裁判昭和三五・一〇・一九  
二〇〇三年一〇月四日・スポーツ仲裁法研究会における中村達也氏の見解